

◆第202条（過料）

特許異議の申立ての審理（再審の場合を含む。）において民事訴訟法第267条第2項又は同法第336条の規定による宣誓をした者が虚偽の陳述をした場合の制裁について規定した。

◆別表（第195条関係）

第11号及び第12号において特許異議申立料及び特許異議の申立ての審理への参加申請料について規定した。なお、特許異議申立料については、無効審判請求料と同額とすることも考えられたが、その制度趣旨からみて、付与前異議申立制度における特許異議申立料と同額とするのが適當とされた。なお、付与前異議申立制度においては、申立てが出願単位でなされるのに対し、付与後異議申立制度においては、申立ては請求項単位でなされることから、付与後異議申立制度における特許異議申立料は、出願の平均請求項数を考慮して規定された。

(2) 出願公告制度の廃止に伴う改正

◆第17条（手続の補正）

旧第17条の3及び旧第64条が削除されたことに伴い、第4項中の関連部分を削除した。

◆第17条の2（願書に添付した明細書又は図面の補正）

出願公告制度の廃止に伴い、第1項中の補止の時期的制限を「出願公告をすべき旨の決定謄本の送達前」から「特許をすべき旨の査定の謄本の送達前」に改正した。また、第174条の改正に伴い、第1号の形式的改正を行った。

◆旧第17条の3

出願公告後の補正がなくなったことにより、本条を削除した。

◆第17条の3（要約書の補正）

第65条の2が第64条に改正されたことに伴う形式的改正を行い、また、旧第17条の3が削られたことに伴い、旧第17条の4を第17条の3へ条文移動した。

◆第18条（手続の無効）

旧第108条第2項ただし書第1号の削除に伴い、第1項の形式的改正を行った。

◆第29条の2

旧第29条の2における「出願公告」は、審査後の出願内容を公示するための手段としての出願公告であることから、これに代わるものとして「特許掲載公報の発行」を規定した。

◆第40条（出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果）

出願公告後の補正がなくなったことにより本条を改正（削除）した。

◆第41条（特許出願等に基づく優先権主張）

仮保護の権利（旧第52条）がなくなったこと及び旧第65条の3が第65条に改正されたことに伴い、第2項中の関連部分を改正した。また、第3項中の「出願公告」は、審査後の出願内容を公示するための手段としての出願公告であることから、これに代わるものとして「特許掲載公報の発行」を規定した。

◆第48条の6（優先審査）

出願公告制度の廃止に伴い、本条中より「出願公告前」との部分を削除した。なお、「出願公告前」に代えて「特許権の設定の登録前」と規定することも考えられたが、審査は「特許権の設定の登録前」になされるものであることからそのような文言を置かなかった。

◆第51条（特許査定）

旧第51条は出願公告について規定していたが、出願公告制度の廃止に伴い、この規定を削除し、新たに特許査定（旧第62条に相当）について規定した。

◆第52条（査定の方式）

旧第52条は出願公告の効果（仮保護の権利）について規定していたが、出願公告制度の廃止に伴い、この規定を削除し、新たに査定の方式（旧第63条）について規定した。

◆旧第52条の2

仮保護の権利がなくなったことに伴い、本条を削除した。

◆第53条（補正の却下）

出願公告制度の廃止に伴い、第1項中の「出願公告をすべき旨の決定」を「特許をすべき旨の査定」に改正した。

◆第63条（査定の方式）

新たに第52条を規定したことに伴い、本条を改正（削除）した。

◆旧第64条（出願公告決定後の補正）

旧第64条は出願公告後の補正について規定していたが、出願公告後の補正がなくなったことに伴い、本条を削除した。

◆旧第65条（訴訟との関係）

新たに第54条を規定したことに伴い、本条を削除した。

◆第64条（出願公開）

旧第65条の2第1項中の「出願公告」は、審査後の出願内容を公示するための手段としての出願公告であるから、これに代わるものとして「特許掲載公報の発行」を規定し、また、旧第51条が削除されたことに伴い、同条第4項の規定の内容を本条第3項において新たに規定し、更に旧第65条の2を第64条へ条文移動した。

◆第65条（出願公開の効果等）

旧第65条の3第1項及び第2項中の「出願公告」は権利（仮保護の権利）の発生時期としての出願公告であることから、これに代わるものとして「特許権の設定の登録」を規定し、また、仮保護の権利がなくなったことに伴い、第3項から第5項において所要の改正を行い、更に第65条へ条文移動した。

◆第66条（特許権の設定の登録）

第3項において特許掲載公報について規定した。また、旧第51条が削除されたことに伴い、本条第4項において第64条第3項を準用することとし、更に旧第51条第5項の規定の内容を本条第5項において規定した。

◆第67条の4

旧第63条の規定が新たに第52条に規定されたことに伴う形式的改正を行つ

た。

◆第107条（特許料）

第1項中の「出願公告」は権利（仮保護の権利）の発生時期としての出願公告であることから、これに代わるものとして「特許権の設定の登録」を規定した。

◆第108条（特許料の納付期限）

出願公告制度の廃止に伴い、第2項ただし書第1号を削除した。また、これに伴い、第1項及び第3項の形式的改正を行った。

◆第112条（特許料の追納）

第108条第2項の改正に伴い、第1項及び第5項の形式的改正を行った。

◆第123条

出願公告後の補正がなくなったことに伴い、第1号の2を削除した。

◆第128条

規定中より出願公告に関連する部分を削除した。

◆第159条

出願公告（旧第51条）、仮保護の権利（旧第52条、旧第52条の2）、出願公告後の補正の却下（旧第54条）及び出願公告後の補正（旧第64条）の廃止に伴い、第1項から第3項までの関連部分を削り、また、第4項を削除した。

◆第163条、第164条

出願公告制度の廃止に伴い、第159条と同様に、規定中の関連部分及び第163条第4項を削除した。

◆第184条の9（国内公表等）

第1項中の「出願公告」は、審査後の出願内容を公示するための手段としての出願公告であることから、これに代わるものとして「特許掲載公報の発行」を規定した。また、第6項中の「出願公告」は権利の発生時期としての出願公告であることから、これに代わるものとして「特許権の設定の登録」を規定した。更に、旧第51条第4項に代えて第64条第3項を本条第3項において準用することとし、旧第65条の2が第64条に条文移動したことに伴い第

4項の形式的改正を行い、旧第51条の改正に伴い第66条第3項ただし書を本条第5項において準用することとし、第193条第2項第4号が同項第3号に改正されたことに伴い、本条第7項中の関連部分を改正した。

◆第184条の10（国際公開及び国内公表の効果等）

第1項中の「出願公告」は権利の発生時期としての出願公告であることから、これに代わるものとして「特許権の設定の登録」を規定した。また、旧第65条の改正に伴い、第2項中の関連部分を改正した。

◆第184条の12（補正の特例）

旧第17条の3及び旧第64条が削除されたことに伴い、第2項中の関連部分を削除した。また、第3項において旧第17条の4が第17条の3に条文移動したことに伴う形式的改正を行った。

◆第184条の20（決定により特許出願とみなされる国際出願）

第5項において旧第65条の2が第64条に改正されたことに伴う形式的改正を行った。

◆第185条（二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則）

仮保護の権利（旧第52条）がなくなったこと及び旧第65条の3が第65条へ条文移動したことに伴い、本条中の関連部分を改正した。

◆第186条

本条中の「出願公告」は権利の発生時期としての出願公告であることから、これに代わるものとして「特許権の設定の登録」を規定した。

◆第193条（特許公報）

出願公告制度の廃止に伴い、第2項第1号及び第2号中の関連部分を削除し、また、旧第3号を削除し、旧第4号及び旧第5号をそれぞれ第3号及び第4号へ条文移動した。

◆第196条（侵害の罪）

仮保護の権利がなくなったことに伴い、仮保護の権利の侵害について規定していた第2項を削り、旧第3項を第2項へ条文移動した。

◆第201条（両罰規定）

第196条第2項の規定の削除に伴い、本条中の関連部分を削除した。

(3) 付与前異議申立制度の廃止に伴う改正

◆第4条（期間の延長等）

旧第56条が削除されたことに伴い、第1項中の関連部分及び第2項を削除した。また、第108条第2項の改正に伴い、第1項中の関連部分を改正した。

◆第5条

特許異議の申立ての審査がなくなったことに伴い、審査官による期日の変更の規定が不要となったことから、第2項中より「又は審査官」を削除した。

◆第46条（出願の変更）

第4条第2項が削除されたことに伴い、第3項中の関連部分を改正した。

◆第47条（審査官による審査）

特許異議の申立ての審査がなくなったことに伴い、第1項中より特許異議の申立ての審査を削除した。

◆第55条から第63条まで（特許異議の申立て等）

付与前異議申立制度の廃止に伴い、これらの規定を改正（削除）した。

◆第159条

付与前異議申立制度の廃止に伴い、第3項中の関連部分及び第5項を削除した。

◆第162条

付与前異議申立制度の廃止に伴い、本条中の関連部分を削除した。

◆第163条、第164条

付与前異議申立制度の廃止に伴い、第163条及び第164条2項、第3項中の関連部分を削除した。

【関連するその他の法律の改正】

◆実用新案法第3条の2

特許法第29条の2の改正と同様の趣旨で、本条中の「出願公告」を「特許

法第66条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行に改正した。

◆実用新案法第10条、第14条、第39条、第45条、第50条の2、第53条及び第62条

特許法の改正に伴う形式的改正を行った。

◆意匠法第13条、第19条、第58条、第68条及び第75条

特許法の改正に伴う形式的改正を行った。

◆弁理士法第5条

旧第5条第2号では、特許法第196条第2項の罪、すなわち仮保護の権利に対する侵害の罪を犯した場合を弁理士の欠格事由として挙げていたが、仮保護の権利がなくなったことから、規定中よりこれを削除した。

◆特許法施行法第4条

旧第4条では、大正10年特許法第73条第3項に規定する権利は、昭和34年特許法第52条第1項に規定する権利（仮保護の権利）とみなすこととされていた。付与後異議制度の導入後においてもこの点について変更はないが、出願公告制度の廃止により仮保護の権利がなくなったことから、仮保護の権利について規定する法律（付与後異議制度の導入に伴う改正前の法律）を本条において規定した。

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第11条

従来、縦覧については、特許法第51条第5項に規定されていたが、今回、これが同法第66条第5項に規定されることとなったことに伴い、所要の改正を行った。

IV. 商標法の改正条文の解説

今回の改正では、特許法において付与前異議申立制度及び出願公告制度が廃止され、付与後異議申立制度へ移行した。

商標法では、特許異議の申立てについて特許法の規定を準用していたが、付

表4. 新商標法の登録前異議申立制度等に関する規定と旧特許法の関係

新商標法の規定	条文の内容	該当する旧特許法の規定
第9条の4	出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果	第40条
第16条第4項	出願公告後の出願書類等の縦覧	第51条第5項
第16条の3	出願公告後の補正の却下	第54条
第16条の4	登録異議の申立て	第55条
第16条の5 第1項 第2項	異議申立期間経過後の補正 異議申立書の補正期間の延長	第56条 第4条第1項
第16条の6	答弁書の提出	第57条
第16条の7	異議決定	第58条
第16条の8	審判の規定の準用	第59条
第16条の9	異議決定後の査定	第60条
第16条の10	異議決定を要しない場合	第61条
第16条の11	登録異議の申立てがなかった場合の査定	第62条
第16条の12	出願公告決定後の補正	第64条

与後異議申立制度への移行に伴い、従来の登録異議申立制度（以下「登録前異議申立制度」という。）について新たに規定を設けた。

従って、今回の商標法の改正では、登録前異議申立制度についての考え方を実質的に改正するものではなく、従来の特許法の付与前異議申立制度に関する規定の準用（旧第17条）を削除し、新たに登録前異議申立制度（第16条の4から第16条の10まで）及び出願公告後の補正等について規定した（表4参照）。